



教育委員会 告示第2号

令和3年度 宜野座村立宜野座中学校習熟度別対応支援員配置委託
企画プロポーザル実施要領等作成及び発注に係る手続き開始の告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月9日

宜野座村教育委員会
教育長 新里隆博



1. 業務の概要

- (1) 業務名：宜野座村立宜野座中学校習熟度別対応支援員配置委託
- (2) 業務場所：宜野座村立宜野座中学校及び宜野座村が指定する場所
- (3) 業務概要：本業務は、実施要領、仕様書等に基づき、宜野座村が令和3年度に実施する「宜野座村立宜野座中学校習熟度別対応支援員配置委託」を行うことを目的とし、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務に係る企画提案書の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とするプロポーザル方式の選定業務である。
- (4) 履行期間：契約の日から令和4年3月31日まで
- (5) 契約限度額：年額17,987,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2. 参加申込の資格条件

(1) 参加申込に必要とする資格条件は、次の要件を全て満たす法人とする。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者であっては、更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がされていない者ではないこと。

ウ. 宜野座村契約及び補助金等の交付に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年要綱第12号）第5条の規定に該当する者でないこと。

エ. 沖縄県内に事業所を有していること。

オ. 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人ではないこと。

3. 選考方法

企画提案書を審査し、契約予定者を決定する

企画提案書の提出期限：令和3年3月19日（金）午前中

4. 特記事項

この手続きは、宜野座村議会の議決又は、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分がされ、令和3年度沖縄振興特別推進市町村交付金の交付決定があったときに効力が生ずるものとする。

5. その他

(1) 実施要領等の配布

宜野座村のホームページからダウンロードすること

(2) 問い合わせ先

宜野座村教育委員会 教育課

〒904-1302 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座246番地

T E L : 098-968-8522

F A X : 098-968-8726